

2006年10月31日

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2
電話 03 - 5253 - 1111 (代表)
厚生労働省 受動喫煙問題対策担当 御中

〒 -
東京都足立区
自宅電話 - -
(家庭の事情によりつながりにくい、伝言不可)
(留守電、携帯、FAX、メールアドレスは無)
半沢一宣(印)(はんざわ・かずのり)

健康増進法第25条に違反した公共施設の設置・管理者への 是正指導を求める要請書

前略失礼いたします。

標記の件について、当地の足立区が、国の法律（健康増進法第25条）に違反した条例の制定、及び公共施設（喫煙所）を設置してしまったのを改めるよう促す是正指導をお願いしたく、お便りさしあげます。

足立区では、今月1日から「足立区歩行喫煙防止及びまちをきれいにする条例」が施行されました。

この条例は、東京都千代田区のように、禁煙特定区域を指定し路上（歩行）喫煙者に罰則（1000円の過料徴収）を伴う取締りを行う根拠となるものです。

千代田区との違いは、禁煙特定区域内に喫煙所を設置していることです。ところが、この喫煙所は単に灰皿を置いただけのもので、たばこ煙の拡散防止策は何も講じられていません。このため、この喫煙所の周辺では新たな受動喫煙被害が誘発されるという、条例の趣旨と矛盾した状況が生じています。

足立区は、喫煙所の設置場所について「受動喫煙の問題が生じない場所を探すのに苦労した」（今月20日に半沢と会談した際の、担当係長の話）と、現状で受動喫煙の問題はないと認識しているとも解釈できる見解を示しています。このような認識が事実と反するものであることは、ここで私が指摘するまでもなく明らかです。

私は、足立区のこのような姿勢について、区民等の健康増進に努めるべき責務、更には国の法律を順守すべきコンプライアンス精神の重要性を軽視している点において、極めて不適切であると考えます。

以上の問題点を踏まえ、貴省におかれましては、足立区に対して、喫煙所の撤去（廃止）と、喫煙所の設置やそこでの喫煙を容認する文言を削除するための「足立区歩行喫煙防止及びまちをきれいにする条例」の改正などを行うよう御指導くださいますよう、要請いたします。

事情御賢察のうえ、何とぞよろしくお取り計らいくださいますよう、お願い申し上げます。

す。

御不明な点がございましたら、上記半沢までお問い合わせ願います。その際には、貴省の担当部署名、担当者様の御名前と電話（直通又は内線）・FAX番号などを御教示いただければ幸いです。

足立区関係部署の連絡先

足立区長 鈴木恒年（すずき・つねとし）

〒120-8510 東京都足立区中央本町1-17-1

区のHP <http://www.city.adachi.tokyo.jp/>

区民部区民課地域活動支援係

（「足立区歩行喫煙防止及びまちをきれいにする条例」所管、係長・寺井）

電話（直通）03-3880-5856

FAX . 03-3880-5603

Eメール <mailto:kumin@city.adachi.tokyo.jp>

添付資料一覧（一部を除き両面印刷）

「足立区歩行喫煙防止及びまちをきれいにする条例」の全文（全3ページ）

禁煙特定区域（太線で示された道路。国道4号線を除く）と喫煙所設置場所（印）の案内図（本年9月26日付けで足立区のHPに掲載されたもの）

2006年6月2日付け・足立区議会あて「区民等の健康増進などのため、特定禁煙区域内への喫煙所設置の中止を求める陳情」

（全2ページ。2006年6月28日不採択）

2006年10月14日付け・足立区議会あて「健康増進法第25条に違反している、禁煙特定区域内の喫煙所の撤去などを求める陳情」

（全2ページ。新規付託、未審査）

2006年10月20日付け「足立区の喫煙所設置問題に係る、区担当係長との会談内容のご報告」

* その他の関連資料は、インターネットに接続していない私に代わり、知人のHP

<http://www.geocities.jp/mgmlkos/hnzw/adachi-ku/ADACHI-KUindex.html>

に掲載させていただいておりますので、合わせて御参照いただければ幸いです。

追伸 本件要請に係る貴省の見解と、足立区に対する指導内容の詳細などにつきましては、決定がありしだい速やかに上記半沢自宅まで書面にてお知らせくださいますよう、合わせてお願い申し上げます。

以上

記事 配達記録郵便物引受番号と配達完了日および配達郵便局

第693-61-62163-0号

平成18（2003）年11月1日 東京中央郵便局にて配達完了